

別表3 専任技術者資格一覧

附則第4条該当コードの新設について
 平成28年5月31日までに「とび・土工事業」の技術者の資格要件を満たしている場合は、経過措置により、平成33年3月31日までの間は「解体工事業」の技術者とみなされます。
 この経過措置により「解体工事業」の技術者になる場合は、末尾がアルファベットのコードを使用してください。

※1 建設業法「技術検定」に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士法「技術士試験」に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。
 上記いずれかの要件を満たさない場合は経過措置に該当します(2級建築施工管理技士(建築)については、平成28年6月1日時点において現にとび・土工事業に係る有資格者ではないため、経過措置の適用はありません)。
 [登録解体工事講習とは、解体工事にし必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものをいいます。]

資格区分		コード	建設業の種類																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	材	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
建設業法	建設業法第7条第2号イ該当	01	高等学校若しくは中等教育学校(指定学科)卒業後5年以上又は大学若しくは高等専門学校(指定学科)卒業後3年以上の実務経験																													
	建設業法第7条第2号イ該当(事務管理用)	0A	高等学校若しくは中等教育学校(指定学科)卒業後5年以上又は大学若しくは高等専門学校(指定学科)卒業後3年以上の実務経験																													
	建設業法第7条第2号ロ該当	02	10年以上の実務経験																													
	建設業法第7条第2号ロ該当(事務管理用)	0B	10年以上の実務経験																													
	建設業法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)	03	大臣特認(指定建設業)																													
	建設業法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)	04	大臣特認(指定建設業以外)																													
建設業法	一級建設機械施工技士	11	◎				◎								◎																	
	一級建設機械施工技士(附則第4条該当)	1A																													◎	
	二級建設機械施工技士(第1種~第6種)	12	○				○									○																
	二級建設機械施工技士(第1種~第6種)(附則第4条該当)	1B																													○	
	一級土木施工管理技士	13	◎				◎	◎					◎			◎	◎			◎								◎			◎	
	一級土木施工管理技士(附則第4条該当)	1C																													◎	
	二級土木施工管理技士(土木)	14	○				○	○					○			○	○											○			◎	
	二級土木施工管理技士(土木)(附則第4条該当)	1D																													○	
	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)	15																			○											
	二級土木施工管理技士(薬液注入)	16					○																									
	二級土木施工管理技士(薬液注入)(附則第4条該当)	1E																													○	
	一級建築施工管理技士	20	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎				◎	
	一級建築施工管理技士(附則第4条該当)	2A																													◎	
	二級建築施工管理技士(建築)	21	○																												◎	
	二級建築施工管理技士(躯体)	22		○			○					○	○	○																	◎	
	二級建築施工管理技士(躯体)(附則第4条該当)	2B																													○	
	二級建築施工管理技士(仕上げ)	23		○	○		○	○			○					○	○	○	○	○	○	○	○					○				○
	一級電気工事施工管理技士	27									◎																					
	二級電気工事施工管理技士	28									○																					
	一級管工事施工管理技士	29									◎																					
二級管工事施工管理技士	30									○																						
一級電気通信工事施工管理技士	31																						◎									
二級電気通信工事施工管理技士	32																						○									
一級造園施工管理技士	33																							◎								
二級造園施工管理技士	34																							○								
建築士法	一級建築士	37	◎	◎			◎			◎	◎										◎											
	二級建築士	38	○	○			○			○											○											
	木造建築士	39		○																												
技術士法	建設・総合技術監理(建設)	41	◎				◎			◎	◎				◎	◎							◎								◎	
	建設・総合技術監理(建設)(附則第4条該当)	4A																													◎	
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)	42	◎				◎			◎			◎	◎		◎	◎						◎								◎	
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)(附則第4条該当)	4B																													◎	
	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	43	◎				◎																									
	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)(附則第4条該当)	4C																													◎	
	電気電子・総合技術監理(電気電子)	44									◎													◎								
	機械・総合技術監理(機械)	45																														
	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)	46									◎													◎								
	上下水道・総合技術監理(上下水道)	47									◎																					◎
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	48									◎																◎	◎				
	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	49	◎				◎																	◎								
	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)(附則第4条該当)	4D																													◎	
	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	50																								◎						
	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	51	◎				◎																		◎							
森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)(附則第4条該当)	5A																													◎		
衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	52																															
衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	53																													◎		
衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)(注1)	54									◎																			◎	◎	◎	
電気工事士法	第一種電気工事士	55								○																						
	第二種電気工事士+3年(注2)	56								○																						
電気事業法	電気主任技術者(第1種~第3種)+5年	58								○																						
電気通信事業法	電気通信主任技術者+5年	59																						○								
	工事担当者(「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の資格者証又は「総合通信」の資格者証に関する)(注15)	35																						○								
水道法	給水装置工事主任技術者+1年	65								○																						
消防法	甲種消防設備士	68																												○		
	乙種消防設備士	69																												○		

【 凡例】

◎： 特定（ 法第15条第2号イ）の資格及び一般（ 法第7条第2号ハ）の資格を有する

○： 一般（ 法第7条第2号ハ）の資格を有する

【 注意事項（ 全般）】

- ・ 指定建設業（ 土、建、電、管、鋼、舗、園）7 業種の特定建設業の許可を受ける場合、営業所の専任技術者及び現場の監理技術者は◎の者または大臣特認者に限られる。
- ・ 表中に記載された年数は、資格取得後に必要な実務経験年数である。資格取得後の必要な実務経験を 実務経験証明書（ 様式第9 号）の提出により証明すること。
- ・ 特定建設業の指導監督的実務経験は、指導監督的実務経験証明書（ 様式第1 0 号）の提出により証明すること。
なお、実務経験証明書（ 様式第9 号）の証明期間と指導監督的実務経験証明書（ 様式第1 0 号）の証明期間は重複可。
- ・ 技術士登録証に必要な選択科目が表示されていない場合、選択科目が分かるもの（ 技術士登録証明書など）を添付すること。

【 注意事項（ 個別の資格）】

- （ 注1）コード5 4 の衛生工学「 廃棄物管理」・ 総合技術監理（ 衛生工学「 廃棄物管理」）の平成1 5 年以前の科目名は「 廃棄物処理」である。
- （ 注2）旧電気工事士法による電気工事士免状は、第2 種電気工事士として扱う。
- （ 注3）とび・ 土工工事の場合、実務経験は、コンクリート 工事に関するものに限る。
- （ 注4）実務経験は、土工工事に関するものに限る。
- （ 注5）コード6 7 の「 路面標示施工」は、等級はなく 実務経験不要である。
- （ 注6）実務経験は、とび・ とび工についてはとび工事に関するものに、コンクリート 圧送施工についてはコンクリート 工事に関するものに限る。
- （ 注7）コード7 6 の「 配管」は、改正政令による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「 建築配管作業」とするものに限られる。
※改正政令： 職業訓練法施行令の一部を改正する政令（ 昭和48年政令第98号）。以下同じ。
- （ 注8）コード8 1 の「 鉄工」は、改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「 製缶作業」又は「 構造物鉄工作业」とするものに限られる。
- （ 注9）コード8 2 の鉄筋施工は、改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「 鉄筋施工図作成作業」及び「 鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られる。
- （ 注10）コード8 8 の「 塗装・ 木工塗装・ 木工塗装工」の「 塗装」には、鋼橋塗装技能検定合格者（ 1 級、2 級）を含む。
- （ 注11）コード9 5 の「 木工」は、改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「 建具製作作業」とするものに限られる。
- （ 注12）コード6 1 の「 地すべり防止工事」は、平成1 7 年度以前の地すべり防止工事士も可。なお、実務経験は、土工工事に関するものに限る。
- （ 注13）コード6 3 の「 計装」は、平成1 7 年度以前の一級計装士も可。
- （ 注14） 基幹技能者が営業所専任技術者の要件を満たしているか否かについては、講習修了証において、「 実務経験を有する建設業の種類について建設業法第2 6 条第1 項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる」ことが記載されていること。
- （ 注15） 令和3 年4 月1 日以降に工事担任者試験に合格し、電気通信主任技術者資格者証に公布を受けようとする者の養成課程を修了し、又は総務大臣から同等以上の認定を受けた者で、その資格証の交付を受けた後電気通信工業事に関し3 年以上の実務の経験を有するものとするもの。